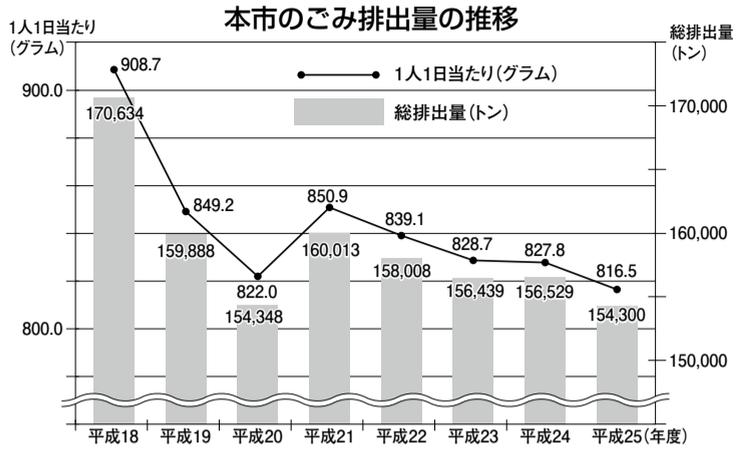


1人1日当たりの
ごみ排出量

8年連続
全国最少

皆さんのご協力に感謝します



環境省が調査している平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査で、本市の1人1日当たりのごみ排出量816.5グラムが、8年連続で人口50万人以上の都市の中で最少となりました。(全国平均は958.4グラム)

市民・事業者の皆さんのご協力で、引き続きごみ分別の徹底や排出の抑制が図られ、特に家庭系ごみの排出量が前年度に比べ大幅に減少したことが、今回の結果につながったと考えられます。

お問い合わせは、環境政策課 ☎948 6459・☎934 1812へ



8年連続最少を達成したことは全国に誇れることで、市民の皆様のごみ減量に対する高い意識と実践によるものと感謝しています。

一人一人の積み重ねが大切

ごみ減量やリサイクルなど循環型社会への先駆的な取り組みが評価され、本市は全国で23都市しかない「環境モデル都市」に横浜市などとともに選定されています。

一方で、タウンミーティングで地域の役員の方など

から「ごみ出しルールが守られず苦労している」という話を度々伺います。分別徹底の裏側には地域の皆様の日々のご協力があることを忘れてはいけません。ごみ減量のためには、分別ルールを守るのも

ちろん、例えば生ごみの水切りなど、一人一人が普段からできることの積み重ねが大切。今後も環境にやさしいまちづくりにご協力を願います。

松山市長 野志克仁

明治の若者たちに迫る

正岡子規



秋山真之



①第9回企画展テーマ展示「子規・真之の青春」開催記念シンポジウム

日時 3月7日(土)13時30分～15時
会場 坂の上の雲ミュージアム(一番町三丁目) 2階ホール

内容 関西大学東京センター長・竹内洋さん、龍谷大学教授・松居竜五さんらを招き、正岡子規・秋山真之の青春時代の教育や生活などに迫る定員・料金100人(先着順)。無料

②「好古・真之・子規を探し出せ! フィールド探検の旅!」
秋山兄弟や正岡子規らが明治時代から現在の松山に遊びに来て迷子になったという設定で、彼らを探しながら市内を探検します。

日時 3月29日(日)13時30分～16時(予定)
会場 坂の上の雲ミュージアムほか
内容 迷路絵本作家・香川元太郎さん作「湯のまち道後迷路・かくし絵」のお披露目、専門学校生が作成したお城下探検マップを使った探検(クイズ検定あり)

対象・定員・料金 小学生30人(先着順、要保護者同伴)。無料
申し込み 3月27日(金)までに、はがきまたは電話、ファクス、eメールで

氏名、学年、電話番号を〒790 8571坂の上の雲まちづくりチーム「フィールド探検の旅!」係 sakano@city.matsuyama.ehime.jp

お問い合わせは、①坂の上の雲ミュージアム ☎915 2601・☎915 3600、②坂の上の雲まちづくりチーム ☎948 6996・☎934 1804へ

軽自動車税のお知らせ



平成27年度から、軽三・四輪以上の税額が変わります

地方税法の改正に伴い、三輪および四輪以上の軽自動車は平成27年4月1日以降に新規登録を受ける

新車の税額と、グリーン化推進のため新規登録から13年を経過した車両の税額が変わります。なお車両の新規登録時期に応じた新税額適用時期が異なりますので、所有車両の自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。

自動車検査証で確認を

初度検査年月

見本

自動車検査証

愛媛 580 あ 0000	平成 27年 4月 1日	平成 27年 4月 31日
A B C - 1 2 3 4 5 6	4人	

廃車などの手続きは3月31日まで

軽自動車税は、4月1日現在のバイクや軽自動車の所有者に課税されます。廃車や譲渡などにより車を手放しても届け出をしないと税金がかかりますので、左表のとおり手続きを行ってください。

※軽自動車税は年額納付のため4月2日以降に年度途中で廃車しても還付はありません

■次の場合も手続きが必要
盗難に遭った(警察に届け出た場合は警察署発行の盗難届出証明書を添付)▼名義変更手続きができていないまま相手の所在が不明になった▼バイクの所在が不明になった▼ナンバープレートを付けた

まま業者へ引き渡した▼市外から転入した

【平成27年度以降の税率適用例】

新規登録日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
平成14年12月まで				(3) 13年経過
平成15年1月から平成16年3月まで		(1) 現行税額		
平成16年4月から平成17年3月まで				
平成17年4月から平成27年3月まで				
平成27年4月1日に新規登録			(2) 新税額	
平成27年4月2日以降	課税なし			

※次年度以降順次(3)が適用

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月13日以前に新規登録された車両は、初度検査の「月」が確認できないため、特例で新規登録を受けた年の12月を初度検査年月と見なします

対象車両	届け先
軽自動車 ・軽2輪(125ccを超え250ccまで) ・2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	四国運輸局 愛媛運輸支局(森松町) ☎050-5540-2076 ☎969-0556
普通自動車 ・660ccを超える全車両	軽自動車検査協会(南高井町) ☎050-3816-3124 ☎905-9782
軽自動車 ・三輪、四輪のもの(660ccまで)	

※手続きに必要なものは届け先に問い合わせ

対象車両	届け先	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ・1種(50ccまで) ・2種乙(50ccを超え90ccまで) ・2種甲(90ccを超え125ccまで) ・ミニカー	市民税課 ☎948-6302 ☎934-1802 北条支所 ☎993-4507 ☎993-4531 中島支所 ☎997-1842 ☎997-1585	◎登録者の印鑑(名義変更の場合は、新旧名義人双方必要) ◎譲渡証明書もしくは販売証明書(窓口にある申請書の該当欄に記載・押印するか、別紙証明できる書類を提出) ◎車台番号を確認できる下記のいずれかのもの ・現車(バイク) ・石ずり(車台番号の上に紙をあて鉛筆などで写しとったもの) ・販売証明書 ・市町村発行の証明書 ※身分証明書の提示を求められる場合がありますので運転免許証などをお持ちください
小型特殊自動車 ・農耕作業用(乗用の刈り取り、脱穀作業を含む) ・特殊作業用	※北条・中島以外の支所は廃車申告の取り次ぎのみ	◎ナンバープレート(紛失の場合は窓口にある申請書に理由を記載) ◎登録者の印鑑

お問い合わせは、市民税課(市役所本館2階) ☎948 6302・☎934 1802へ